

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款

[改 正]	[現 行]												
<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能 (付加機能の提供)</p> <p>第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。 2～8 (略)</p> <p>9 第 1 項の規定にかかわらず、X i 契約者が、当社が定める方法により端末設備の登録を行ったときは、X i 契約者から別表 2 に規定するメッセージダウンロード機能の請求があったものとみなして取り扱います。 (注) (略)</p> <p>第 6 章～第 10 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第 1 表～第 6 表 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～27 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>28 <u>メッセージダウンロード機能</u> 当社が定める機能を有する端末設備を利用して、音声ファイル (3 欄に規定する留守番電話及び不在案内機能を利用して蓄積したメッセージ (通話モードに係るものに限ります。)) を、当社が設置した電気通信設備 (以下この欄において「音声ファイル蓄積装置」といいます。)) において保存した後、音声に係る情報へ変換したものをいいます。以下この欄において同じとします。) を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</td> <td>(1) X i (sp モード機能及び留守番電話及び不在案内機能の提供を受けているものに限ります。) に限り提供します。 (2) 当社は、契約者がこの機能を利用して蓄積した音声ファイルが、当社が別に定める時間が経過してもなお取得されなかったときは、ショートメッセージ通信モードを利用して、その旨を通知します。 (3) 音声ファイル蓄積装置に蓄積した音声ファイルは、当社が別に定める時間が経過したとき又は契約者識別番号の変更があったときは、消去されます。 (4) (3) の規定によるほか、この機能の利用の中止があったときは、既に蓄積されている音声ファイルが消去されることがあります。この場合において、消去された音声ファイルの復元はできません。 (5) 当社は、契約者から当社が定める方法によりこの機能を廃止する申出があった場合のほか、当該 X i において、sp モ</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提供条件	1～27 (略)	(略)	28 <u>メッセージダウンロード機能</u> 当社が定める機能を有する端末設備を利用して、音声ファイル (3 欄に規定する留守番電話及び不在案内機能を利用して蓄積したメッセージ (通話モードに係るものに限ります。)) を、当社が設置した電気通信設備 (以下この欄において「音声ファイル蓄積装置」といいます。)) において保存した後、音声に係る情報へ変換したものをいいます。以下この欄において同じとします。) を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。	(1) X i (sp モード機能及び留守番電話及び不在案内機能の提供を受けているものに限ります。) に限り提供します。 (2) 当社は、契約者がこの機能を利用して蓄積した音声ファイルが、当社が別に定める時間が経過してもなお取得されなかったときは、ショートメッセージ通信モードを利用して、その旨を通知します。 (3) 音声ファイル蓄積装置に蓄積した音声ファイルは、当社が別に定める時間が経過したとき又は契約者識別番号の変更があったときは、消去されます。 (4) (3) の規定によるほか、この機能の利用の中止があったときは、既に蓄積されている音声ファイルが消去されることがあります。この場合において、消去された音声ファイルの復元はできません。 (5) 当社は、契約者から当社が定める方法によりこの機能を廃止する申出があった場合のほか、当該 X i において、sp モ	<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能 (付加機能の提供)</p> <p>第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。 2～8 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第 6 章～第 10 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第 1 表～第 6 表 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～27 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>28 削 除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提供条件	1～27 (略)	(略)	28 削 除	
種 類	提供条件												
1～27 (略)	(略)												
28 <u>メッセージダウンロード機能</u> 当社が定める機能を有する端末設備を利用して、音声ファイル (3 欄に規定する留守番電話及び不在案内機能を利用して蓄積したメッセージ (通話モードに係るものに限ります。)) を、当社が設置した電気通信設備 (以下この欄において「音声ファイル蓄積装置」といいます。)) において保存した後、音声に係る情報へ変換したものをいいます。以下この欄において同じとします。) を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。	(1) X i (sp モード機能及び留守番電話及び不在案内機能の提供を受けているものに限ります。) に限り提供します。 (2) 当社は、契約者がこの機能を利用して蓄積した音声ファイルが、当社が別に定める時間が経過してもなお取得されなかったときは、ショートメッセージ通信モードを利用して、その旨を通知します。 (3) 音声ファイル蓄積装置に蓄積した音声ファイルは、当社が別に定める時間が経過したとき又は契約者識別番号の変更があったときは、消去されます。 (4) (3) の規定によるほか、この機能の利用の中止があったときは、既に蓄積されている音声ファイルが消去されることがあります。この場合において、消去された音声ファイルの復元はできません。 (5) 当社は、契約者から当社が定める方法によりこの機能を廃止する申出があった場合のほか、当該 X i において、sp モ												
種 類	提供条件												
1～27 (略)	(略)												
28 削 除													

	<p>ード機能若しくは留守番電話及び不在案内機能の廃止があったときはあらかじめ登録した端末設備以外のものが接続されていることを当社が確認したときは、この機能を廃止します。</p> <p>(6) この機能を利用して蓄積できる音声ファイルの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (6)に規定する当社が別に定めるところは、「メッセージダウンロード機能に関する注意事項」に定めるところによります。</p>		
29 (略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、契約者がこの機能を利用して蓄積した音声ファイルが、当社が別に定める時間が経過してもなお取得されなかったときは、ショートメッセージ通信モードを利用して、その旨を通知します。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (3)の規定によるほか、この機能の利用の中止があったときは、既に蓄積されている音声ファイルが消去されることがあります。この場合において、消去された音声ファイルの復元はできません。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(注) (6)に規定する当社が別に定めるところは、「ビジュアルボイスメールに関する注意事項」に定めるところによります。</p>	29 (略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (2)の規定によるほか、この機能の利用の中止があったときは、既に蓄積されている音声ファイルが消去されることがあります。この場合において、消去された音声ファイルの復元はできません。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(注) (5)に規定する当社が別に定めるところは、「ビジュアルボイスメールに関する注意事項」に定めるところによります。</p>
30 (略)	(略)	30 (略)	(略)
<p>別表3～別表9 (略)</p> <p>附則(平成28年1月8日経企第1639号) この改正規定は、平成28年1月14日から実施します。</p> <p>附則(平成28年1月8日経企第1641号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、平成28年1月12日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならないX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第1140号(平成27年9月16日)の附則第3項及び第8項中「平成28年1月11日までの間」をそれぞれ「平成28年1月31日までの間」に改めます。</p>		<p>別表3～別表9 (略)</p>	

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第8章 (略)

第1章～第8章 (略)

料金表 (略)

料金表 (略)

別表 取扱地域

別表 取扱地域

1 通話モードに係るもの

1 通話モードに係るもの

通話先区分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)

通話先区分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)

アフリカ地方	アフリカ	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア島、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、 南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン島
インマルサット移動地球局	(略)	
特定衛星携帯電話	(略)	
船舶／航空機等	(略)	

附 則（平成 28 年 1 月 8 日経企第 1639 号）
この改正規定は、平成 28 年 1 月 18 日から実施します。

アフリカ地方	アフリカ	アセンション島（ただしCABLE AND WIRELESS GUERNSEY LIMITED での利用はヨーロッパ）、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア島、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン島
インマルサット移動地球局	(略)	
特定衛星携帯電話	(略)	
船舶／航空機等	(略)	